

第25回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和7年6月30日（月曜日） 開始 15:00 終了 17:00
会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 5番 森 通弘 、 20番 島田 正弘

議事日程	第1	報告	農地法第18条第6項の規定による届出について
	第2	議案第162号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第3	議案第163号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4	議案第164号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第5	議案第165号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）
	第6	議案第166号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分）
	第7	議案第167号	農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について

出席事務局 5名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊
調整係長 酒井 尋 主任書記 前田 穰 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第25回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は、「農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名」でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

議事録署名委員の指名

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
5番 森 通弘 委員
20番 島田 正弘 委員 をお願いします。

議長（1番）

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は3件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、農地譲渡が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（1番）

議案第162号：農地法第3条の規定による許可申請について

次に議案第162号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から5番の5件を議題といたしまして審議決定を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第162号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から5番の所有権移転に関する5件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請5件は、4ページにあります農地法第

事務局

3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

8番委員

議案第162号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は受人の要望に応じ申請地を現耕作者である受人に譲り渡し、受人は田には水稲と飼料を作付けする計画です。受人世帯は、毎年水稲と飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人と妻が365日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も水稲、飼料が作付けしてありますが、農薬の使用法については地域の防除基準を遵守されるため何も問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番と5番の2件について、7番委員より説明をお願ひします。

7番委員

議案第162号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番と5番の所有権移転に関する2件でございます。まず、2番につきましては、渡人は受人の要望に応じ申請地を売買し、受人は家庭菜園として利用したく申請されたものです。受人は申請地に家庭菜園としてトマト、ジャガイモ、白菜、ネギを作付けするため全ての農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人は家庭菜園として必要な草刈り機を所有しており、労働力については、本人が100日、母が50日の従事計画があり、機械保有・労働力・技術面については問題ないと考えます。また、申請地は地域計画のエリア外であり、周囲は宅地で農薬の使用はしないため何も問題ありません。次に、5番につきましては、渡人は受人の要望に応じ申請地を現耕作者である受人に譲り渡し、受人は田に飼料を作付けする計画です。受人世帯は、畜産農家で毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人と夫と子が250日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は

7 番委員

受人の耕作地であり、飼料が作付けしてありますが、農薬の使用方法の違いによる耕作の支障はありません。以上、申請番号 2 番と 5 番の所有権移転の 2 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 3 番について、9 番委員より説明をお願いします。

9 番委員

議案第 1 6 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 3 番の所有権移転に関する 1 件でございます。3 番につきましては、渡人は遺言公正証書による受人への特定遺贈により譲り渡し、受人は田と畑に飼料を作付けする計画です。受人世帯は毎年水稻、飼料、ごぼうを作付けしており、農業従事状況については、本人と妻と子が 3 2 0 日、子の妻が 2 0 0 日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲は畑と宅地ですが、農薬を使用しないため問題ありません。以上、申請番号 3 番の所有権移転の 1 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 4 番について、1 7 番委員より説明をお願いします。

1 7 番委員

議案第 1 6 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 4 番の所有権移転に関する 1 件でございます。4 番につきましては、渡人は申請地を遠方で管理できないため、受人に譲り渡し、受人は家庭菜園として利用したく申請されたものです。受人は申請地に家庭菜園として果樹、野菜類を作付けするため全ての農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人は家庭菜園として必要な草刈機を所有しており、労働力については、本人が 9 4 日従事し、技術面については家庭菜園として利用するため不要であるため、機械保有・労働力・技術面について問題ないと考えます。また、農薬の使用にあたっては、散布時期や量に配慮し最小限で周辺の作物に影響の少ない方法を選択するため問題ありません。以上、申請番号 4 番の所有権移転の 1 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（1番）

これより申請5件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請5件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第162号、申請番号1番から5番の5件は許可することに決定いたします。

議案第163号：農地法第4条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第163号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第163号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の1件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、8ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
この1件については、私の報告案件でありますので、ここで議長を会長代理に交代します。

（会長代理（2番）へ議長交代）

議長（2番）

会長より議長を交代します。

議長（2番）

それでは申請番号1番の1件について、1番委員より説明をお願いします

1番委員

議案第163号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。この1件の申請地は申請人が相続し、宅地の一部として管理してきたが、リフォームにあたり転用許可が必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われれます。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第163号、申請番号1番の1件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

会長へ議長を交代します。

（会長（1番）へ議長交代）

議長（1番）

議案第164号：農地法第5条の規定による許可申請について

会長代理より議長を交代します。

次に議案第164号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。

議長（1番）

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第164号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の所有権移転に関する1件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件につきましては、10ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、19番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

19番委員

議案第164号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番については、受人は現在3人家族で借屋住まいであるが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、母所有の申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の5ページから8ページをお開きください。申請地の北側、東側と西側は道路、南側は宅地であり、申請地の周囲にはブロック塀が設置されているため、土砂流出等の影響はないと考えます。また、生活雑排水は集落排水に接続し放流し、雨水については雨水枡を設置し集水後、既存側溝へ放流するため問題ありません。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号1番の1件を、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第164号、申請番号1番の1件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第165号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分）

議長（1番）

次に議案第165号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分ではありますが、当該議案に5番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 5番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第165号は、申請番号1番から9番の9件ではありますが、先に7番と8番の2件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第165号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号1番から9番の9件ではありますが、先に7番と8番の2件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、12ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号・第4号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、9番委員より申請番号7番と8番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

9番委員

議案第165号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号7番と8番の2件を説明します。この2件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となること

9 番委員

から農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請 2 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 1 6 5 号、申請番号 7 番と 8 番の 2 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
暫時休憩します。

（ 5 番委員 入室 ）

議長（1 番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、先ほど審議しました 2 件を除く、申請番号 1 番から 6 番と 9 番の 7 件を議題といたしまして、審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 6 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号 1 番から 6 番と 9 番の 7 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 7 件は、1 2 ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 1 号・第 2 号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（１番） ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号１番と２番と９番の３件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

７番委員 議案第１６５号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号１番と２番と９番の３件を説明します。この３件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（１番） 次に３番と４番の２件について、８番委員より説明をお願いします。

８番委員 議案第１６５号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号３番と４番の２件を説明します。この２件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（１番） 次に５番と６番の２件について、９番委員より説明をお願いします。

９番委員 議案第１６５号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号５番と６番の２件を説明します。この２件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件を満たしており、認定農業者等担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（１番） 説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請７件について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（１番） ないようですのでお諮りいたします。申請７件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 6 5 号、申請番号 1 番から 6 番と 9 番の 7 件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第 1 6 6 号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：再配分）

議長 (1 番)

次に議案第 1 6 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分、申請番号 1 番から 5 番の 5 件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 6 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号 1 番から 5 番の 5 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 5 件は、1 2 ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 1 号・第 2 号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8 番委員より申請番号 1 番から 5 番の 5 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

8 番委員

議案第 1 6 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の申請番号 1 番から 5 番の 5 件を説明します。この 5 件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請 5 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。

申請 5 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 6 6 号、申請番号 1 番から 5 番の 5 件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

暫時休憩します。

(農業振興課 農政企画係 入室)

議案第 1 6 7 号：串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 1 6 7 号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取についてを議題といたします。

まず、担当課より提案理由の説明を求めます。

農業振興課
農政企画係

議案第 1 6 7 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について説明させていただきます。資料 1 と資料 2 をご覧ください。

令和 7 年 5 月に農業振興地域整備計画の変更 (除外等) について申請を受け付けたところ 2 者から申請があり、うち 1 件が農用地区域への編入、2 件が農用地区域からの除外の案件となっております。

資料 1 の 1 ページをお開きください。まず「資料 1 - 1」の編入の案件について説明します。申請者は今回、大島堰北部地区において県営土地改良事業 (農業競争力強化農地整備事業) を実施するにあたり、事業実施区域の一部が農用地区域外であるため、実施要件である農用地区域に編入いただきたく申請するものです。現況の地目は、田が 2 0 筆、ため池が 1 筆、雑種地が 1 筆であり、合計面積で 1 3, 6 3 7 m²です。2 ページをお開きください。区画整理事業の整地工面積は 2 8. 8 ha でありまして、雨水については自然透過で問題はあ

農業振興課
農政企画係

りません。場所については、5ページから26ページをご確認願います。

次に資料2の1ページをお開きください。「資料2-1」の除外の案件について説明します。申請地は以前、甘藷を作付けしていましたが、周囲の荒廃化や鳥獣被害の悪化によって耕作を断念し、クヌギの植林に至っております。今後は、申請人へ贈与し、山林として管理する為、農用地区域から除外して頂きたく申請するものです。現況の地目は畑で、面積は4,776㎡です。3ページをお開きください。付近の農地は北側と東側が農地であり、西側が山林、南側が農地と山林となっております。雨水は自然浸透で隣接農地所有者からも了承を得ている為、問題ありません。場所については、5ページから10ページをご確認願います。

次に「資料2-2」の除外の案件について説明します。15ページをお開きください。申請地は以前、果樹の栽培をしていましたが、山林荒地で適していないことや鳥獣被害の悪化により断念しました。今後は、杉を植林し、山林として管理する為、農用地区域から除外して頂きたくするものです。現況の地目は2筆ともに畑で、合計面積は763㎡です。16ページをお開きください。隣接地に農地はなく、雨水は自然浸透で問題ありません。場所については18ページから24ページをご確認下さい。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございますが、ここで委員の皆さんから質疑があれば出して下さい。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですので、ここで担当課の退室をお願いします。

また、2番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。

暫時休憩します。

（農業振興課 農政企画係 退室）

（2番委員 退室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第167号、農振農用地区域内への編入分については、申請番号1番から17番の17件でございますが、この17件は同一案件でありますので、まとめて審議いたします。それでは、7番委員より

議長（１番）

調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

７番委員

議案第１６７号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の担当区域は申請番号１番から１７番の編入に関する１７件でございます。今回の申請について、申請者は大島堰北部地区で県営土地改良事業を実施し、担い手への農地集積・集約化や汎用化を図り、効率的な土地利用型農業の展開を目指すこととしております。今回の申請地は大島堰北部地区水田地帯の周囲に位置し一体的に利用されており、事業要件である農用地区域内への編入は妥当であると思われまます。以上、申請番号１番から１７番の１７件を調査してまいりましたが、編入に関しては問題ないと考えます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいま、７番委員より農振農用地区域内への編入１７件については、妥当であるとの意見が出されました。他に意見はありませんか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第１６７号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について、農振農用地区域内への編入１７件は、妥当であると通知することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１６７号、申請番号１番から１７番の農振農用地区域内への編入１７件は、妥当であると市へ通知します。

暫時休憩します。

（２番委員 入室）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第１６７号、先ほど審議しました１７件を除く、申請番号１８番から２０番の除外分の３件

議長（1番）

を審議いたします。まず、事務局より補足説明をお願いします。

事務局

議案第167号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、農振農用地区域内からの除外分、申請番号18番から20番の3件について説明します。今回の農振農用地区域内からの除外分については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2号各号の要件を満たし、農業委員会を含む関係機関の意見聴取後問題がなければ農振法12条の公告をもって除外となり、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請の提出を行うこととなります。申請番号18番から20番の3件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので問題ないと思われま。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

それでは、申請番号18番から20番の農振農用地区域内からの除外の3件について、11番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

11番委員

議案第167号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の担当区域は申請番号18番から20番の農振農用地区域内から除外の3件でございます。まず、申請番号18番については、申請地は所有者が獣害により管理できずクヌギを植林しており、今後は申請人へ贈与し管理したく、除外申請されたものです。申請地を確認したところ、申請地の西側、南側は山林であり、また北側、東側の一部は農地が一部隣接していますが、申請地は隣接農地より低いため、土砂流出等の影響はありません。雨水も自然浸透で問題ないため、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしているため、今回の除外は妥当であると考えます。次に、申請番号19番と20番については、申請地は周囲の山林化に伴い、農地として管理することが困難であるため、申請人が杉を植林し山林として管理したく、除外申請されたものです。申請地を確認したところ、周囲は山林や原野であり、隣接する農地はなく、雨水も自然浸透で問題ないため、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしているため、今回の除外は妥当であると考えます。以上、申請番号18番から20番の3件を調査してまいりましたが、除外することに関しまして何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。ただいま11番委員より、農振農用地区域内からの除外3件について

議長（１番） は、妥当であるとの意見が出されました。他に意見はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（１番） ないようですのでお諮りいたします。
議案第１６７号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について、農振農用地区内からの除外３件は妥当であると通知することに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番） 異議なしということですので、議案第１６７号、申請番号１８番から２０番の農振農用地区域内からの除外３件は、妥当であると市へ通知します。

議長（１番） 以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
これで第２５回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和7年6月30日

1番（会長） 原田 俊一

2番（会長代理） 奥村 千扶子

議事録署名委員

5番 森 通弘

20番 島田 正弘